

保険設計書

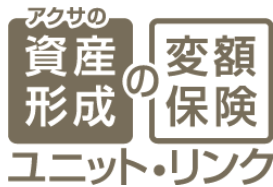
作成日：令和04年09月25日

契約予定日：令和04年10月01日

ご契約者

中井 達也 様

(被保険者：中井 達也 様)



ユニット・リンク保険(有期型)

- この「保険設計書」は、お客様におすすめする商品を説明したものです。
- ご検討・お申込みに際しては、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」を必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申込みください。
- ご契約後の保障内容につきましては、すべて保険証券に記載されているとおりとなりますのでお確かめください。

■生命保険募集人について

募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者（保険媒介人）で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに有効に成立します。

【ユニット・リンク保険（有期型）の注意事項について】

- 投資リスクがありますので、ご契約者が損失を被ることがあります。
 - お客様にご負担いただく費用があります。
 - 保険料払込年月数（年払の場合は、月払保険料として特別勘定に繰り入れた年月数）が10年未満の場合、解約・減額・払済保険への変更時に費用がかかります。
- 詳しくは、この設計書後述の「ユニット・リンク保険（有期型）のご検討に際して」を必ずご確認ください。

引受保険会社：



アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 NBFプラチナタワー
TEL 03-6737-7777（代表）担当営業店：
大阪ハートビジュ 初営業部
TEL 06-6209-2811

●ご相談・お問い合わせはこちらまで

募集代理店 株式会社フォーユー

〒541-0043

大阪市中央区高麗橋4丁目5-2高麗橋ウエストビル6階

TEL 06-6201-5533

取扱担当者 山下幸子

お客様のご意向（ご希望）

契約者	中井 達也 様	生年月日	昭和46年05月16日 (51歳)	性別	男性
被保険者	中井 達也 様				

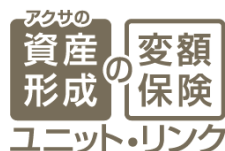
取扱代理店の帳票・システム等によって、お客様のご意向把握をさせて頂いております。

お客様のご意向		現在のご意向とご意向を踏まえた保障内容	
保障内容に関するご意向	万一のことがあった場合の保障を準備したい	☒	「ご契約内容」 「保障内容」 にてご確認ください。
	病気（ガンを含む）やケガへの保障を準備したい	☒	
	特にガンになった場合の保障を充実させたい	☒	
	傷害に対するの保障を準備したい	☐	
	要介護状態や認知症になった場合の保障を準備したい	☐	
貯蓄部分に関するご意向	将来に向けた資金準備を行いたい	☒	「保険内容推移」にてご確認ください。
事業保険としてのご意向	事業保障・退職金・福利厚生などの準備をしたい	☐	

保険設計書（ご契約内容・保障内容・保険内容推移）をご確認いただき、保険期間、保険料、保険金額、解約時払いもどし金の有無に関する希望、優先する事項などがお客様のご意向（ご希望）と相違している場合は、改めてご提案させていただきますので、その旨お申し付けください。

ご契約内容・保障内容（商品別）

契約者	中井 達也 様	生年月日	昭和46年05月16日 (51歳)	性別	男性
被保険者	中井 達也 様				



- 下記のしくみ図は、イメージ図を表示しています。
保険期間・払込期間については「ご契約内容」にてご確認ください。

ユニット・リンク保険（有期型）

死亡保険金・高度障害保険金(基本保険金額) 2,000万 円 ※1

満了を迎えられた場合は、保険期間満了日の積立金額を満期保険金としてお支払いします。

【運用実績ごとの満期保険金例 ※2】

-3 %の場合	約	972万円
0 %の場合	約	1,371万円
3 %の場合	約	2,000万円
6 %の場合	約	3,110万円

※満期保険金額には最低保証がありませんので、払込保険料総額を下回る場合があります。

51歳で契約

75歳満了

※1死亡・所定の高度障害になった日の積立金額が基本保険金額を上回るときは、積立金額を死亡・高度障害保険金としてお支払いします。

※2満期保険金は、例示の運用実績が保険期間中一定で推移したと仮定したもので、将来のお支払額をお約束するものではありません。

ご契約内容

■設計書番号：52488176220925205850001

商品名	保険期間	払込期間	基準となる保険金・年金・給付金額	保険料
ユニット・リンク保険(有期型)	75歳満了	75歳満了	2,000 万円	71,380 円
3大疾病保険料払込免除特約				

契約日：2022年（令和04年）10月01日 契約年齢：51 歳 払込方法：口座振替月払

合計保険料：71,380 円

歳満了の場合、保険期間は被保険者が満了年齢になって初めて迎える契約応当日の前日まで（契約応当日が誕生日の場合は、満了年齢になる誕生日の前日まで）となります。

以下の保険種類には、高額割引制度が適用されています。

ユニット・リンク保険(有期型)

この商品にはリビング・ニーズ特約を付加することができます。

指定代理請求特約を付加することができます。

3大疾病保険料払込免除特約により、3大疾病による所定の状態になった場合、以後の主契約保険料のお払込みが不要になります。ガンに上皮内新生物を含れません。また、ガンについては保障の開始（責任開始日）から90日以内に診断確定された場合は対象外です。

ご契約内容・保障内容（商品別）

契約者	中井 達也 様				
被保険者	中井 達也 様	生年月日	昭和46年05月16日 (51歳)	性別	男性

保障内容

主契約	ユニット・リンク保険(有期型) 1	75歳まで保障
死亡・所定の高度障害状態になったとき	死亡保険金・高度障害保険金	2,000 万円
満了時に生存しているとき	満期保険金	保険期間満了日の積立金額
特約	3大疾病保険料払込免除特約	75歳まで保障
以下の3大疾病になり所定の状態になったとき※2 ・ガン※3 ・急性心筋梗塞 ・脳卒中		その後の保険料のお払込みは不要

1不慮の事故により障害状態になったときは、その後の保険料のお払込みは不要です。

2急性心筋梗塞または脳卒中を発病しただけでは、保険料のお払込みを免除しません。急性心筋梗塞または脳卒中による保険料のお払込みの免除は、所定の治療を受けたときに保険料のお払込みを免除します。詳細につきましては、パンフレット（リファレンスブック）をご確認ください。

3ガンに上皮内新生物は含まれません。また、ガンについては保障の開始（責任開始日）から90日以内に診断確定された場合は対象外です。

お支払いには所定の条件（対象となる不慮の事故・疾病・手術、免責事由、支払限度日数など）があります。詳細につきましては、「契約締結前

交付書面（契約概要／注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

表示されている金額は表示単位未満に端数が発生した場合には切り捨てて表示しております。

ユニット・リンク保険（有期型）のご検討に際して

投資リスクについて

- この保険は積立金額、払いもどし金額および満期保険金額などが特別勘定資産の運用実績に応じて変動（増減）するしくみの変額保険です。
- 特別勘定資産の運用には、資産配分リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、コントリー・リスク、流動性リスク、為替リスク、派生商品取引のリスクなどがあります。これらのリスクはご契約者に帰属し、**ご契約者が損失を被ることがあります。**
- 特別勘定における資産運用の結果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、アクサ生命または第三者がご契約者に何らかの補償、補填をすることはありません。
- ご契約を解約した場合の払いもどし金額や満期保険金額などが**払込保険料総額を下回る場合があります。**（払いもどし金額および満期保険金額に最低保証はありません。）
- 詳しくは「特別勘定のしおり」をご覧ください。

お客さまにご負担いただく費用

< 保険料払込時および保険期間中にかかる費用 >

（以下の各費用の合計額をご負担いただきます。）

● 保険関係費

保険関係費とは、お申込みいただいた保険料もしくは積立金から控除される諸費用です。
保険関係費の細目は下表のとおりです。

保険関係費の細目	取扱内容
(1) 保険契約の締結・維持および保険料の収納に必要な費用	特別勘定への繰入の際に保険料から控除します。
(2) 特別勘定の管理に必要な費用	積立金額に対して年率 0.50% (0.50% / 365 日) を乗じた金額を、毎日、積立金から控除します。
(3) 基本保険金額保証に関する費用	また、積立金額に対して年率 0.25% (0.25% / 12 ヶ月) を乗じた金額を、月単位の契約応当日始に積立金から控除します。
(4) 死亡保障などに必要な費用（危険保険料）	月単位の契約応当日始に積立金から控除します。
(5) 保険料払込免除に関する費用	保険料に対して 0.1%～0.2% (保険料払込期間に応じます) を乗じた金額を、特別勘定への繰入れの際に保険料から控除します。 このほか、3 大疾病保険料払込免除特約または 7 大疾病保険料払込免除特約を付加した場合は、付加した特約による保険料払込免除に関する費用（被保険者の性別、年齢などにより異なります。）を保険料から控除します。

年払保険料は分割し、月払保険料として毎月特別勘定に繰り入れます。
保険関係費（上表(1)～(5)）の総額は、被保険者の年齢、性別などにより異なるため、具体的な金額や上限額を表示することができません。
契約条件に関する特約（08）を付加し、特別保険料の付加の条件が適用された場合は、特別保険料をご負担いただきます（特別勘定への繰入の際に保険料から控除します。）。
特別保険料は特別勘定では運用いたしません。特別保険料は契約条件・特別条件承諾書でご確認ください。

●運用関係費

項 目	費用	ご負担いただく時期
運 用 関係費	安定成長バランス型：投資信託の純資産額に対して 年率 0.48290 %程度 *1	特別勘定にて利用する 投資信託において、毎 日、投資信託の純資産 額から控除します。
	積極運用バランス型：投資信託の純資産額に対して 年率 0.52555 %程度 *1	
	日本株式型：投資信託の純資産額に対して 年率 0.13200 %程度	
	日本株式プラス型：投資信託の純資産額に対して 年率 0.82600 %程度	
	外国株式型：投資信託の純資産額に対して 年率 0.07150 %程度 *2	
	外国株式プラス型：投資信託の純資産額に対して 年率 0.49500 %程度	
	世界株式プラス型：投資信託の純資産額に対して 年率 0.77300 %程度	
	新興国株式型：投資信託の純資産額に対して 年率 0.55000 %程度	
	外国債券型：投資信託の純資産額に対して 年率 0.07150 %程度 *2	
	世界債券プラス型：投資信託の純資産額に対して 年率 0.57200 %程度	
	オーストラリア債券型：投資信託の純資産額に対して 年率 0.34100 %程度	
	金融市場型：投資信託の純資産額に対して 年率 0.03575 %～ 0.50600 %程度 *3	

運用関係費は、主に利用する投資信託の消費税等がかかる場合はそれらを含む総額の信託報酬率を記載しています。

運用関係費は信託報酬のほか、信託事務の諸費用など、有価証券の売買委託手数料および消費税などの諸費用がかかりますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量などによって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。また、各特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの諸費用を間接的に負担することとなります。これらの運用関係費は、特別勘定の廃止もしくは統合・運用協力会社の変更・運用資産額の変動などの理由により、将来変更される可能性があります。

*1「安定成長バランス型」および「積極運用バランス型」の運用関係費は、主な投資対象である投資信託の信託報酬率を基本資産配分比率で加重平均した概算値です。各投資信託の信託報酬率はそれぞれ異なりますので、各投資信託の価格の変動等に伴う実際の配分比率の変動により、運用関係費も若干変動します。

*2「外国株式型」および「外国債券型」の運用関係費は、当該投資信託とそのマザーファンドにおいて有価証券の貸付の指図を行った場合は、それらの信託財産に属する品貸料のうち信託財産に属するとみなした額の100分の50以上の額を収益として純資産額に加算します。残りの額は、信託報酬として純資産額から控除します。

*3「金融市場型」の運用関係費は、各月の前月最終5営業日における無担保コールオーバーナイト物レートの平均値に応じて毎月見直されます。

<解約・減額・払済保険への変更時にかかる費用>

●解約控除

項 目	費用	ご負担いただく時期
解約控除	解約日または減額日における保険料払込年月数*が10年未満の場合に、基本保険金額に対し保険料払込年月数*により計算した額	解約日または減額日の積立金額から控除します。

解約控除額は保険料払込年月数*、契約年齢、保険期間などによって異なり、具体的な金額を表示することができません。

保険料払込年月数*が10年未満の場合、基本保険金額の減額やユニット・リンク払済保険への変更などにも解約控除がかかります。

早期に解約された場合は解約控除額が大きくなり、払い戻し金が多くなりません。

*年払の場合は、月払保険料として特別勘定に繰り入れた年月数

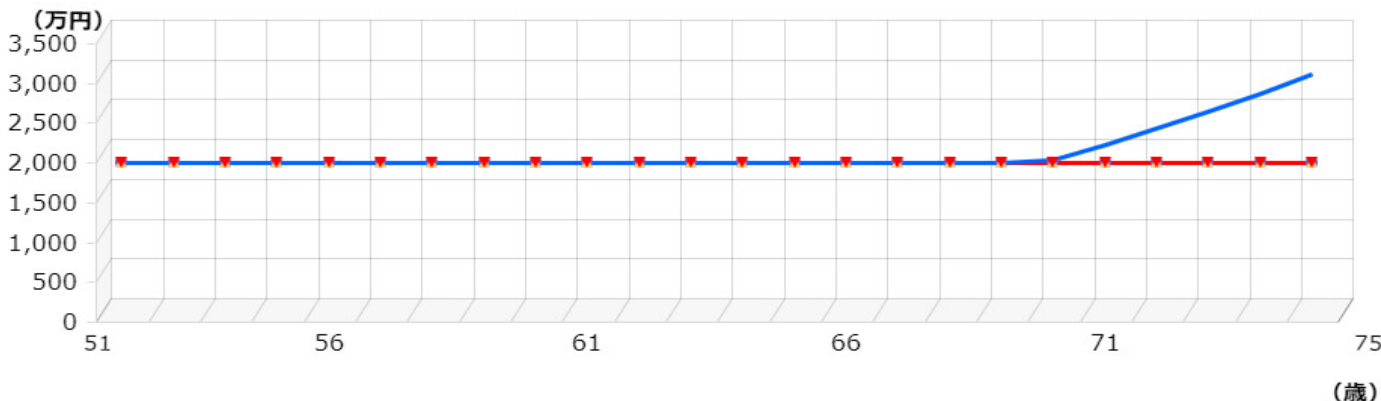
保険内容推移（死亡保障部分）

契約者	中井 達也 様	生年月日	昭和46年05月16日 (51歳)	性別	男性
被保険者	中井 達也 様				

- ユニット・リンク保険（有期型）は、積立金額、払いもどし金額および満期保険金額などが特別勘定資産の運用実績に応じて変動（増減）するしくみの変額保険です。例示の運用実績が保険期間中一定で推移したと仮定して計算しております。よって、**将来のお受取額をお約束するものではありません。**
- 保険料払込年月数（年払の場合は、月払保険料として特別勘定に繰り入れた年月数）が10年未満で解約された場合は解約控除がかかるため、払いもどし金額は小さくなります。特に早期に解約された場合は解約控除額が大きくなり、払いもどし金はまったくない場合もあります。

主契約	保険期間	払込期間	基準となる保険金・年金・給付金額	合計保険料
ユニット・リンク保険(有期型)	75歳満了	75歳満了	2,000 万円	71,380 円

- 運用実績ごとの死亡・高度障害保険金（例）（-3%） ▲ 運用実績ごとの死亡・高度障害保険金（例）（0%）
▼ 運用実績ごとの死亡・高度障害保険金（例）（3%） — 運用実績ごとの死亡・高度障害保険金（例）（6%）



死亡時の積立金額が基本保険金額を上回るときは、積立金をお受け取りいただけます。

経過 年数 (年)	年齢 (歳)	運用実績ごとの死亡・高度障害保険金（例）						
		-3%の場合 (約 万円)	0%の場合 (約 万円)	3%の場合 (約 万円)	6%の場合 (約 万円)			
1	52	2,000	2,000	2,000	2,000			
2	53	2,000	2,000	2,000	2,000			
3	54	2,000	2,000	2,000	2,000			
4	55	2,000	2,000	2,000	2,000			
5	56	2,000	2,000	2,000	2,000			
6	57	2,000	2,000	2,000	2,000			
7	58	2,000	2,000	2,000	2,000			
8	59	2,000	2,000	2,000	2,000			
9	60	2,000	2,000	2,000	2,000			
10	61	2,000	2,000	2,000	2,000			
11	62	2,000	2,000	2,000	2,000			
12	63	2,000	2,000	2,000	2,000			
13	64	2,000	2,000	2,000	2,000			
14	65	2,000	2,000	2,000	2,000			
15	66	2,000	2,000	2,000	2,000			
16	67	2,000	2,000	2,000	2,000			
17	68	2,000	2,000	2,000	2,000			
18	69	2,000	2,000	2,000	2,000			
19	70	2,000	2,000	2,000	2,037			
20	71	2,000	2,000	2,000	2,227			

経過年数とは契約予定日から起算した年数です。各数値は年単位の保険料が全額払い込まれたことを前提とし、各保険年度の最後の日を基準に計算しております。また、端数が発生した場合は表示単位未満を切り捨てて表示しております。
各運用実績（-3%、0%、3%、6%）は、特別勘定にかかわるもので、保険料全体に対するものではありません。また、諸費用控除後の数値を表示しています。

例示の運用実績（-3%、6%）につきましては、上限または下限を示すものではありません。したがって、実際のお受取額が例示の金額を下回る場合もあります。

未経過保険料がある場合、死亡・高度障害保険金に上乗せしてお支払いします。

死亡・所定の高度障害状態になられたときの積立金額が基本保険金額を上回るときは、積立金額を死亡・高度障害保険金としてお支払いします。積立金額の詳細については「保険内容推移(解約時払いもどし金)」をご確認ください。

契約者	中井 達也 様				
被保険者	中井 達也 様	生年月日	昭和46年05月16日 (51歳)	性別	男性

経過年数とは契約予定日から起算した年数です。各数値は年単位の保険料が全額払い込まれたことを前提とし、各保険年度の最後の日を基準に計算しております。また、端数が発生した場合は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

各運用実績（-3%、0%、3%、6%）は、特別勘定にかかわるもので、保険料全体に対するものではありません。また、諸費用控除後の数値を表示しています。

例示の運用実績（-3%、6%）につきましては、上限または下限を示すものではありません。したがって、実際のお受取額が例示の金額を下回る場合もあります。

未経過保険料がある場合、死亡・高度障害保険金に上乗せしてお支払いします。

死亡・所定の高度障害状態になられたときの積立金額が基本保険金額を上回るときは、積立金額を死亡・高度障害保険金としてお支払いします。

積立金額の詳細については「保険内容推移（解約時払い出し金）」でご確認ください。

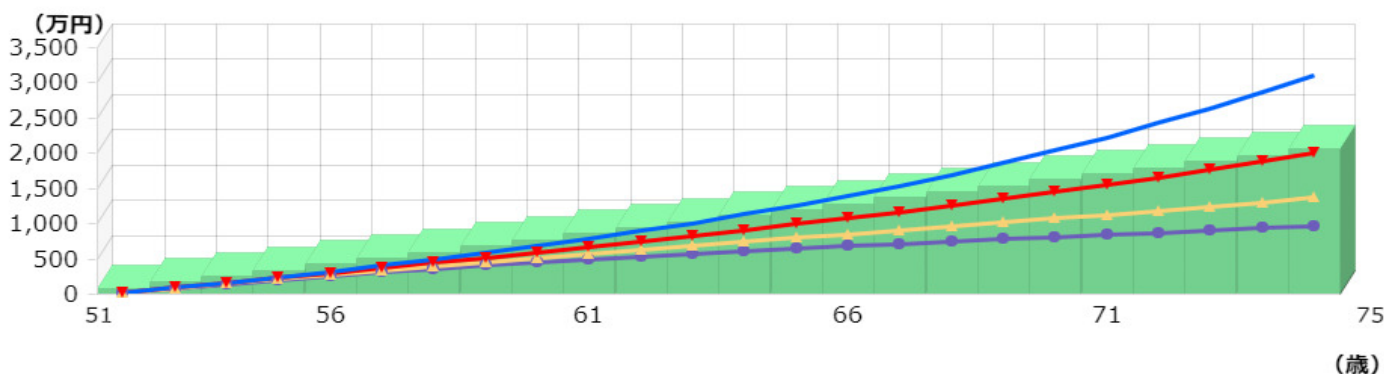
保険内容推移（解約時払いもどし金）

契約者	中井 達也 様	生年月日	昭和46年05月16日 (51歳)	性別	男性
被保険者	中井 達也 様				

- ユニット・リンク保険（有期型）は、積立金額、払いもどし金額および満期保険金額などが特別勘定資産の運用実績に応じて変動（増減）するしくみの変額保険です。例示の運用実績が保険期間中一定で推移したと仮定して計算しております。よって、**将来のお受取額をお約束するものではありません。**
- 保険料払込年月数（年払の場合は、月払保険料として特別勘定に繰り入れた年月数）が10年未満で解約された場合は解約控除がかかるため、払いもどし金額は小さくなります。特に早期に解約された場合は解約控除額が大きくなり、払いもどし金はまったくない場合もあります。

主契約	保険期間	払込期間	基準となる保険金・年金・給付金額	合計保険料
ユニット・リンク保険(有期型)	75歳満了	75歳満了	2,000 万円	71,380 円

- 運用実績ごとの解約時の払いもどし金（例）（-3%） ▲ 運用実績ごとの解約時の払いもどし金（例）（0%）
▼ 運用実績ごとの解約時の払いもどし金（例）（3%） — 運用実績ごとの解約時の払いもどし金（例）（6%）
■ 支払保険料の累計



経過 年数 (年)	年齢 (歳)	支払保険料の 累計 (円)	運用実績ごとの解約時の払いもどし金と返戻率(例)								
			-3%の場合		0%の場合		3%の場合		6%の場合		
			払いもどし金 (約 万円)	返戻率 (%)	払いもどし金 (約 万円)	返戻率 (%)	払いもどし金 (約 万円)	返戻率 (%)	払いもどし金 (約 万円)	返戻率 (%)	
1	52	856,560	22	26.3	23	27.5	24	28.7	25	29.8	
2	53	1,713,120	83	48.5	86	50.6	90	52.8	94	55.1	
3	54	2,569,680	141	55.1	149	58.2	158	61.4	166	64.9	
4	55	3,426,240	198	57.7	212	61.9	227	66.2	242	70.8	
5	56	4,282,800	252	59.0	274	64.0	297	69.5	323	75.4	
6	57	5,139,360	305	59.4	336	65.4	370	72.0	407	79.3	
7	58	5,995,920	356	59.4	397	66.3	444	74.0	496	82.8	
8	59	6,852,480	405	59.1	458	66.9	519	75.8	590	86.1	
9	60	7,709,040	452	58.6	519	67.3	596	77.4	689	89.3	
10	61	8,565,600	497	58.1	579	67.5	675	78.8	793	92.5	
11	62	9,422,160	537	57.0	634	67.3	752	79.8	899	95.4	
12	63	10,278,720	575	55.9	689	67.1	831	80.8	1,011	98.3	
13	64	11,135,280	612	54.9	744	66.8	911	81.8	1,130	101.5	
14	65	11,991,840	647	54.0	799	66.6	994	82.9	1,257	104.8	
15	66	12,848,400	682	53.0	854	66.4	1,080	84.0	1,393	108.4	
16	67	13,704,960	715	52.2	909	66.3	1,168	85.2	1,538	112.2	
17	68	14,561,520	748	51.3	963	66.1	1,258	86.4	1,692	116.2	
18	69	15,418,080	779	50.5	1,018	66.0	1,352	87.7	1,858	120.5	
19	70	16,274,640	810	49.8	1,074	65.9	1,449	89.0	2,037	125.1	
20	71	17,131,200	841	49.1	1,130	65.9	1,549	90.4	2,227	130.0	

経過年数とは契約予定日から起算した年数です。各数値は年単位の保険料が全額払い込まれたことを前提とし、各保険年度の最後の日を基準に計算しております。また、端数が発生した場合は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

各運用実績（-3%、0%、3%、6%）は、特別勘定にかかわるもので、保険料全体に対するものではありません。また、諸費用控除後の数値を表示しています。

払いもどし金額については、解約控除額を差し引いた額を表示しております。

例示の運用実績（-3%、6%）につきましては、上限または下限を示すものではありません。したがって、実際の払いもどし金額が例示の金額を下回る場合もあります。

解約されると以後の保障はなくなります。

契約者	中井 達也 様				
被保険者	中井 達也 様	生年月日	昭和46年05月16日 (51歳)	性別	男性

経過年数とは契約予定日から起算した年数です。各数値は年単位の保険料が全額払い込まれたことを前提とし、各保険年度の最後の日を基準に計算しております。また、端数が発生した場合は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

各運用実績（-3%、0%、3%、6%）は、特別勘定にかかわるもので、保険料全体に対するものではありません。また、諸費用控除後の数値を表示しています。

払いもどし金額については、解約控除額を差し引いた額を表示しております。

例示の運用実績（-3%、6%）につきましては、上限または下限を示すものではありません。したがって、実際の払いもどし金額が例示の金額を下回る場合もあります。

解約されると以後の保障はなくなります。

払済保険への変更(ユニット・リンク払済保険)

契約者	中井 達也 様	生年月日	昭和46年05月16日 (51歳)	性別	男性
被保険者	中井 達也 様				

商品名	ユニット・リンク保険(有期型)
-----	-----------------

- ユニット・リンク払済保険へ変更することにより、月払、年払で保険料のお支払いを継続した場合に比べ、時間分散による投資リスクの軽減効果が薄れ、**株価変動リスク、金利変動リスクなどの影響を受ける可能性があります。**
- 保険料のお払込みを中止して、その時点の払いもどし金をもとに、払済保険へ変更することができます。変更するにはお手続きが必要です。
- 払済保険に変更後も特別勘定により運用します。**解約時の払いもどし金は将来のお受取額をお約束するものではありません。**
- 保険料払込年月数(年払の場合は、月払保険料として特別勘定に繰り入れた年月数)が10年未満で払済保険に変更する場合、解約控除がかかり、変更後の保険金額が少なくなります。

14 年後 (65 歳時) に変更した場合(変更時の払込保険料累計 11,991,840 円)

		運用実績ごとの払済保険変更例 (例示の運用実績が保険料払込期間中および払済保険変更後も一定で推移した場合) (約 万円)							
		- 3 % の 場 合		0 % の 場 合		3 % の 場 合		6 % の 場 合	
変更時の原資		647		799		994		1,257	
払済保険金		831		1,026		1,276		1,614	
精算金		0		0		0		0	
払済後経過		運用実績ごとの払済保険変更後の解約時の払いもどし金と返戻率 (例) (払いもどし金は将来のお受取額をお約束するものではありません。) (約 万円)							
年数 (年)	年齢 (歳)								
1	66	624	(52.0%)	794	(66.2%)	1,018	(84.9%)	1,325	(110.5%)
2	67	602	(50.2%)	790	(65.8%)	1,043	(86.9%)	1,398	(116.6%)
3	68	580	(48.4%)	785	(65.5%)	1,068	(89.1%)	1,476	(123.1%)
4	69	559	(46.6%)	780	(65.1%)	1,095	(91.3%)	1,560	(130.1%)
5	70	539	(44.9%)	776	(64.7%)	1,122	(93.5%)	1,650	(137.6%)
6	71	519	(43.3%)	772	(64.3%)	1,150	(95.9%)	1,745	(145.5%)
7	72	500	(41.7%)	768	(64.0%)	1,179	(98.3%)	1,847	(154.0%)
8	73	482	(40.2%)	764	(63.7%)	1,210	(100.9%)	1,954	(163.0%)
9	74	465	(38.8%)	761	(63.4%)	1,242	(103.6%)	2,068	(172.5%)
10	75	449	(37.4%)	758	(63.2%)	1,276	(106.4%)	2,189	(182.5%)

保険料払込年月数(年払の場合は、月払保険料として特別勘定に繰り入れた年月数)が10年未満の場合にユニット・リンク払済保険への変更などをされる場合にも解約控除がかかります。特に早期に変更を行った場合は、解約控除額が大きくなり、変更のお取扱いができない場合もあります。「払済保険金」が*マークの場合には、払済保険金額が当社が定める金額以下であるために、払済保険への変更のお取扱いができません。ユニット・リンク払済保険に変更後も特別勘定により運用します。変更後も死亡保障などに必要な費用は積立金から定期的に控除します。解約時払いもどし金は払済保険に変更後も運用実績が期間中一定で推移したものと仮定して計算したものであり、将来のお受取額をお約束するものではありません。

当プランの払済保険への変更は、契約応当日を変更日として計算しております。また、変更時の原資は「保険内容推移(解約時払いもどし金)」をもとに表示しており、各数値は将来のお受取額をお約束するものではありません。払済保険金額が変更前の基本保険金額を超える場合には、変更前の基本保険金額と同額とし、払いもどし金のうち残額を精算金としてご契約者にお支払いします。

払済後経過年数とは払済保険へ変更した契約応当日から起算した年数です。各数値は各保険年度の最後の日を基準に計算しております。また、端数が発生した場合は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

例示の運用実績(-3%、6%)につきましては、上限または下限を示すものではありません。したがって、実際の払いもどし金額が例示の金額を下回る場合もあります。

払済保険変更後に死亡、所定の高度障害状態になられた場合、積立金額が基本保険金額を上回るときは積立金額を死亡・高度障害保険金としてお支払いします。満了を迎えられた場合には満期保険金として保険期間満了時の積立金額をお支払いします。

払済保険への変更のお手続きが必要となります。詳しくは、当社営業担当者へお問合せください。

解約されると以後の保障はなくなります。